

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年11月15日開催 全国地方銀行協会／

令和5年11月16日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援に関する重点的なヒアリングの結果について

- 金融庁では、財務局を中心として、2023年8月から9月にかけて、金融機関の事業者支援への取組状況を確認するとともに、事業者支援を行う上での隘路や課題を把握するため、事業者支援に関する重点的なヒアリングを実施したところ。各行においては、ご協力に感謝する。
- 今般、その結果を取りまとめたので、概要を簡単に紹介する。
- まず、ゼロゼロ融資先の事業者の状況については、全体の約8割が元金完済又は返済中であり、多くの事業者で予定通り約定弁済が進んでいる。一方で、金融支援が必要な先は約2割存在し、その多くは条件変更又は借換等の対応に留まっていることから、今後、経営改善・事業再生支援のニーズが高まることが考えられる。
- また、金融機関や外部支援機関からは、
 - ・ ゼロゼロ融資など保全されている債権のみの取引先は、金融機関のリソース不足等により支援が不十分となっている可能性がある、
 - ・ 外部支援機関と金融機関との関係性は良好との声が大宗を占める一方で、中小企業活性化協議会に案件が持ち込まれるタイミングが遅い、などの声が聞かれたところ。
- このヒアリングで把握した課題等については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っていくとともに、財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」においても、把握した課題等に応じた形で取組みを深化させていく。
- 各行におかれては、既に事業者支援にご尽力いただいているところ、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等について、先延ばしすることなく一歩先を見据えた取組みを進めていただくよう、改めてお願いする。

2. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 2023年11月2日に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大へ向けた施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」が盛り込まれた。
- 「REVICareer（レビキャリア）」については、今後も、セミナーや説明会の開催をはじめとした周知・広報に取り組むとともに、施策の充実に努めていく次第。
- レビキャリアの足元の実績について述べると、大企業人材の登録者数が2000人を突破し、マッチング件数については、10月は新たに8件成約し、累計43件となり、着実に実績が伸びてきている。
- 地域金融機関の皆様におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、レビキャリアの積極的な活用をお願いしたい。

3. 障がい者等に配慮した取組みの一層の推進について

- 10月31日、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、地方銀行では、当該サービスに対応していない銀行があるため、対応を進めていただくとともに、対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、引き続き、「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上の徹底が重要である。
- また、2023年6月28日に金融庁で開催した「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の議事録等を8月10日に公表した。障がい者団体より、視覚障がい者対応ATMのメンテナンスが不十分、システム開発等の際に障がい者の意見を取り入れてほしいといった意見も寄せられており、こう

した対応の徹底も重要である。

- 本アンケート調査結果や意見交換会の議事録等も参考の上、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

4. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023年10月27日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、令和5年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。

- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

（全国地方銀行協会のみ）

5. 共同データプラットフォームに係る高粒度データの報告徴求について

- 金融機関と当局の間で実効的・効率的なデータ収集・管理を行うための共同データプラットフォームについては、

- ・ 2022 事務年度に行った実証実験を通じて、金融機関から提出いただく様々な計表の代替可能性や、モニタリングや分析の高度化に高粒度データを活用できる余地が大きいことを確認した。
- ・ これを踏まえて 2023 事務年度は、データ定義やフォーマットの調整や説明会等に取り組んできたところ。この間、ご協力いただいた方々には感謝申し上げたい。

- そして今般、2023 年 9 月期データより、高粒度データの定期徴求を開始したいと考えている。共同データプラットフォームは新しい取組みであり、金融機関における準備・確認作業も考慮したスケジュールを考えている。
- 引き続き各金融機関の負担に配慮しつつ、共同データプラットフォームの構築に向けた取組を進めていきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

(全国地方銀行協会のみ)

6. 経済安全保障推進法の施行について

- 経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」について、2024 年春頃の運用開始を予定しており、それに向けて^{※1}、2023 年 10 月 4 日、特定社会基盤事業者の指定基準に該当すると見込まれる事業者名を公表^{※2} した。

※1 施行期日（10 月 24 日閣議決定、10 月 27 日公布）

11 月 1 日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第 1 条第 3 号関係）
 ※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から 6 月間の経過措置期間あり

11 月 17 日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う場合の届出に関わる規定（法附則第 1 条第 4 号関係）

※2 10 月 4 日公表時点で指定基準を満たしており、指定対象となることが想定される事業者

- 今後、対象事業者に対して指定の通知を行うとともに、事業者名等の公示を行う予定である。
- また、近日中に、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入や維持管理等

の委託を行う場合の届出事項等を定める主務省令の公布や、基幹インフラ制度の円滑な運用開始に資するよう金融分野における Q&A の公表も予定している。

- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始前後に導入等の案件が想定される金融機関におかれては、早めにご相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

7. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケート結果の還元及び業態横断的なフォーラムについて

- マネロン等リスク管理態勢の整備について、2023年10月に各行に依頼した、「マネロンガイドラインに基づく態勢整備状況の確認アンケート」に協力いただき感謝申し上げます。
- 経営陣におかれては、当該アンケート結果も活用しつつ、自行における対応の進捗をきめ細かく確認いただき、2024年3月までにマネロンガイドラインで求めている態勢整備が確実に完了するよう対応をお願いしたい。
- また、現在、財務局と連携して、近隣地域ごとに、各行の課題や悩みを共有し解決策を検討する場として、マネロン担当役員を対象とした業態横断的なフォーラムを順次開催している。
- 当該フォーラムを足がかりとして、近隣地域の金融機関同士で情報交換していただき、態勢整備の対応の一助としていただきたい。
- 当庁としては、今後も協会と連携し、各行の取組状況を適時に把握しつつ、ニーズに沿った勉強会や業態横断的なフォーラムを開催するなど、きめ細かい支援を行っていく。
- 各行においては、当庁の取組みも活用いただいた上で、マネロンガイドラインで求めている態勢整備を2024年3月末までに確実に完了する必要があることを強調させていただく。

8. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

- 2023年11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、
 - ・ 資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
 - ・ 資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・ 新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
 - ・ スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、
 - ・ 金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、などの施策が盛り込まれている。
- 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしく願いたい。

(以 上)